

建築設備工事における『図面簡略型発注』の導入について(お知らせ)

令和4年1月

大阪府建築部公共建築室

大阪府建築部公共建築室が発注する設備工事において、従来の設計図面に代えて、当該工事で求める仕様や性能等を記載した「要求仕様書」による発注方法を一部導入しますので、お知らせします。

1. 概要

- ・設備機器等の更新工事で、メーカー等が設計技術などを有するため、施工まで一体で行うことが合理的と認められるものを対象に実施します。
- ・入札公告では設計図面の代わりに、対象となる機器等の規格、数量など当該工事の内容を記載した「要求仕様書」をお示しします。
- ・落札後はこの「要求仕様書」に基づき、工事に必要な施工図面や機器製作図等を作成していただき、監督員による承認を受けたのち、当該工事に着手していただきます。

2. 対象工事

- ・入札公告において、「図面簡略型発注」であることを明示した案件を対象とします。

3. 適用

- ・令和4年3月1日以降に公告する案件より適用します。